

平成30年1月17日

トラック事業者に対して行政処分を行いました

～ 過積載運送を行った事業者へ事業停止3日間を命令～

広島運輸支局では、広島県のトラック事業者である株式会社ティーユーロジネットの西風新都物流センターに対し、関係機関からの過積載運送に関する通報を端緒として、平成29年9月15日に監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法等関係法令の違反が認められたことから、同法第33条の規定に基づき、下記のとおり、同社西風新都物流センターに対し3日間の事業停止等の命令を行いましたので、お知らせします。

なお、過積載運送の再発違反防止のために、荷主勧告制度に基づき、今回の違反に関連する荷主に対して協力要請書を発出しています。

記

- 行政処分年月日：平成30年1月9日（処分権者：中国運輸局長 かわなか くにお 川中 邦男）
- 事業者名：株式会社ティーユーロジネット（代表取締役社長 きたうら だいさく 北浦 大作）
（法人番号 7240001036987）
住 所：広島県安芸郡坂町北新地1丁目4-31
処分対象営業所：西風新都物流センター
（広島県広島市安佐南区伴南2丁目5-10-29）
- 行政処分の内容
 - 西風新都物流センターに係る事業停止 3日間
（平成30年1月17日から平成30年1月19日まで）
 - 事業用自動車の使用停止 162日車（4両×32日+1両×34日）
（平成30年1月20日から平成30年2月20日及び22日まで）
 - 今回の違反により、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年10月1日付け中国運輸局公示第96号）」2及び5に基づき、西風新都物流センター（配置車両数36両）を3日間の事業停止とする。
 - 上記事業停止期間終了日翌日より延べ162日間、事業用自動車5両を使用停止処分とする。
- 違反の内容：別紙のとおり
- 違反点数付与状況：27点（累積点数27点）

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室
担当者：かたおか よねはら 片岡、米原
TEL:082-228-3460
FAX:082-228-3452

広島運輸支局 自動車運送事業監査室
担当者：はしもと ふじわら 橋本、藤原
TEL:082-233-9167
FAX:082-295-3508

【資料配付先】JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ

【違反の内容】

1. 過積載による運送の引受け。
 (貨物自動車運送事業法第17条第3項)

【参考】最近の事業停止処分状況(中国運輸局管内のトラック関係) ※今回の処分を除く

	事業停止 3日間	事業停止 7日間	事業停止 10日間	事業停止 14日間	事業停止 30日間	年度合計
平成25年度	3件(1件)			3件		6件(1件)
平成26年度						0件
平成27年度					3件	3件
平成28年度					3件	3件
平成29年度					4件	4件

表中の()は外数で、合算累積点数51点以上となった場合に3日間事業停止となる違反営業所以外の営業所を示す。